

香川県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第39号

香川県行政組織規則の一部を改正する規則

香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事務) 第3条 略</p> <p>政策課 略 地域活力推進課 (1)～(4) 略 (5) <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）</u>の施行に関すること。 (6)～(8) 略 予算課～男女参画・県民活動課 略 2・3 略</p>	<p>(分掌事務) 第3条 政策部の各課（文化芸術局及びデジタル戦略総室の各課を除く。） の分掌事務は、次のとおりとする。 政策課 略 地域活力推進課 (1)～(4) 略 (5) <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）</u>の施行に関する こと。 (6)～(8) 略 予算課～男女参画・県民活動課 略 2・3 略</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。